

# 【岡山県】確認・検査申請手数料一覧(令和7年4月1日)

## 1 確認申請(基本額)、中間検査及び完了検査(基本額)手数料

区分	関係条文 (建築基準法)	a:床面積の合計(m <sup>2</sup> )	手数料(円)			
			確認申請 (基本額)	中間検査	完了検査(基本額)	
					中間検査なし	中間検査あり
建築物	【確認申請】 第6条第1項	$a \leq 100$	14,870	14,850	15,910	15,910
		$100 < a \leq 200$	23,380	22,300	23,370	22,300
		$200 < a \leq 500$	36,120	32,950	35,070	34,020
	【完了検査】 第7条第1項	$500 < a \leq 1,000$	54,200	52,090	57,410	54,200
		$1,000 < a \leq 2,000$	77,610	70,260	78,740	74,500
		$2,000 < a \leq 10,000$	206,330	142,570	164,860	158,480
	【中間検査】 第7条の3 第1項	$10,000 < a \leq 50,000$	358,390	244,620	281,750	274,330
		$50,000 < a$	587,340	421,450	480,880	475,580

※計画変更確認申請の場合は、変更にかかる部分の床面積の二分の一の面積について算定します。

※計画通知についても上記の手数料を適用します。

区分	関係条文 (建築基準法)	手数料(円)		
		確認申請	計画変更	完了検査
エレベーター／エスカレーター	第87条の4	12,750	7,420	19,090
小荷物専用昇降機		6,360	3,170	11,680
工 作 物	第 88 条	11,670	6,360	13,810

※計画通知についても上記の手数料を適用します。

## 2 確認申請(加算額)手数料(仕様基準により省エネ基準への適合を評価する場合)

区分	a:床面積の合計(m <sup>2</sup> )	確認申請(基本額)への加算手数料(円)
一戸建ての住宅 ※非居住部分を有しないもの	$a < 200$	13,030
	$200 \leq a$	14,400
共同住宅等 ※共同住宅、長屋 その他の 一戸建ての住宅以外の住宅	$a < 300$	24,010
	$300 \leq a < 2,000$	37,730
	$2,000 \leq a < 5,000$	59,690
	$5,000 \leq a$	77,530

※加算の考え方は別紙の「確認申請手数料の考え方」を参照のこと

## 3 完了検査(加算額)手数料(省エネ基準適合義務建築物の場合)

区分	a:床面積の合計(m <sup>2</sup> )	完了検査(基本額)への加算手数料(円)
一戸建ての住宅	—	4,800
共同住宅等 ※共同住宅、長屋 その他の 一戸建ての住宅以外の住宅	$a < 300$	9,600
	$300 \leq a < 2,000$	20,580
	$2,000 \leq a < 5,000$	45,970
	$5,000 \leq a$	82,340
非住宅建築物 ※非居住部分のみにより 構成される建築物 ※工場及び倉庫等を除く	$a < 300$	9,600
	$300 \leq a < 1,000$	16,810
	$1,000 \leq a < 2,000$	27,440
	$2,000 \leq a < 5,000$	82,340
	$5,000 \leq a < 10,000$	130,370
	$10,000 \leq a < 25,000$	164,680
複 合 建 築 物	共同住宅等の加算手数料 + 非住宅建築物の加算手数料	205,850

※加算の考え方は別紙の「完了検査手数料の考え方」を参照のこと

### <お問合せ先>

岡山県土木部都市局建築指導課建築審査班

TEL:086-226-7499

備前県民局建設部管理課建築指導班

TEL:086-233-9847

備中県民局建設部管理課建築指導班

TEL:086-434-7160

美作県民局建設部管理課建築指導班

TEL:0868-23-1260